

大東監告示第6号

住民監査請求の監査結果について（公表）

令和3年11月5日付けで、下記の請求人から地方自治法第242条第1項の規定に基づき請求のあった監査請求の結果について、別紙のとおり請求人に通知したので、同条第5項の規定により公表します。

令和3年12月23日

大東市監査委員 乗本 良一

大東市監査委員 石垣 直紀

決 定 書

第1 請求人 (略)

第2 請求の趣旨

大東市長（以下「市長」という。）が発注した旧子ども発達支援センター跡地フェンス設置工事（契約金額 54 万 8900 円）及び旧子ども発達支援センター跡地仮通路整地工事（契約金額 117 万 5900 円）は、隣接する認可保育所（以下「隣接保育所」という。）の通園路として利用していた通路の代替通路を確保するために整備するもので、施工目的、場所、工期等から不可分一体のものである。

このように1本にすべき契約を2本の契約に分割し、それぞれ地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に合致させ、それぞれを随意契約とすることは、競争入札の原則を定めた地方自治法の趣旨を潜脱し、違法である。

又、これらの工事は、隣接保育所を経営する法人に旧子ども発達支援センター跡地を将来売却し、同法人が当該保育所の園庭や駐車場として利用することを前提とした整備であり、市長が同法人に対して不当に利益を供与したものと評価せざるを得ない。このことは、市長の裁量権の範囲を超え、その濫用があったものとして違法であることは明らかである。

市長がこれらについて繰り返し報告を受けていたにもかかわらず、あえてこれを放置し、又は過失によって阻止しなかったことは、市長に故意又は過失があったことは明らかであり、本契約による支出金額が大東市（以下「市」という。）の損害であると解するのが相当である。

よって、大東市監査委員は、市長に対し、当該契約に係る合計金額 172 万 4800 円及びこれに対する年3分の割合による金員を市に返還させるための必要な措置を講ずることを求める。

事実証明書・添付書類

(フェンス設置工事関係)

- ・ 旧子ども発達支援センター跡地フェンス設置工事の施工について (R2. 4. 14 決裁)
- ・ 旧子ども発達支援センター跡地フェンス設置工事施工業者の決定について (依頼) (R2. 4. 14)
- ・ 工事請負契約の締結について (建設工事請負契約書) (R2. 4. 16 決裁・施行)
- ・ 旧子ども発達支援センター跡地フェンス設置工事の契約書類について (R2. 4. 16)
- ・ 工事工程表、着工届、現場代理人及び技術者届 (R2. 4. 17)
- ・ 工事請負契約書 (約款) 第3条に基づく工事費 (請負代金) 内訳書 (R2. 4. 17)
- ・ 竣工届、工事物件引渡書、工事写真帳 (R2. 4. 23)
- ・ 工事検査報告書、工事検査調書、検査台帳、工事竣工報告書 (R2. 4. 23)

(仮通路と整地工事関係)

- ・ 旧子ども発達支援センター跡地仮通路整地工事の施工について (R2. 4. 27 決裁)
- ・ 旧子ども発達支援センター跡地仮通路整地工事施工業者の決定について (依頼) (R2. 4. 27)
- ・ 工事請負契約の締結について (建設工事請負契約書) (R2. 4. 30 決裁・施行)
- ・ 工事工程表、着工届、現場代理人及び技術者届 (R2. 5. 1)
- ・ 工事請負契約書 (約款) 第 3 条に基づく工事費 (請負代金) 内訳書 (R2. 5. 1)
- ・ 竣工届、工事写真帳、工事物件引渡書 (R2. 5. 7)
- ・ 工事竣工報告書、工事検査報告書、工事検査調書、検査台帳 (R2. 5. 7)

(跡地利用関係)

- ・ 公募型プロポーザル企画提案書 (R3. 2. 25)
- ・ 旧子ども発達支援センター跡地の利用についての企画提案書
- ・ 価格調書 (R3. 2. 25)

(工事に係る苦情その他)

- ・ A 保育園工事・遅延療育センターの解体補助金の問題
- ・ 大東市への連絡 (協議) (R2. 3. 2)
- ・ 子ども発達支援センター解体工事に関する苦情の対応 (R1. 8. 7)
- ・ 旧子ども発達支援センター跡地整地後の苦情対応について (R2. 10. 13)
- ・ 旧子ども発達支援センター地下埋蔵物撤去に係る周辺民家の損壊への対応について (R3. 1. 27)
- ・ A 保育園建替工事外構図

第 3 請求の受理

本請求は令和 3 年 11 月 5 日に提出され、同月 11 日に要件審査を行った。本請求の対象とする工事の支払日は、令和 2 年 5 月 26 日であり、請求日の令和 3 年 11 月 5 日は支出をした日から 1 年以上を経過しているが、請求人が同年 9 月 30 日に提出した住民監査請求において、その根拠とした情報公開請求で開示された文書に含まれず、同年 10 月 13 日付けで改めて開示された文書により、請求人が始めて知った事実であることから、地方自治法第 242 条第 2 項のただし書に規定する正当な理由と認めるものとした。その結果、その他の要件を含め、同条第 1 項及び第 2 項に定める形式的要件を具備しているものとして、令和 3 年 11 月 5 日付けで請求を受理することとした。

第 4 監査の執行

1 監査の期間

令和 3 年 11 月 5 日から同年 12 月 23 日まで

2 監査の対象部署

福祉・子ども部子ども室

3 請求人の陳述

令和 3 年 11 月 22 日に請求人の代理人である B 氏から陳述を聴取した。

4 関係部署に対する事情聴取及び資料提出

令和3年11月22日に青木福祉・子ども部長及び栗田子ども室課長から事情聴取を行った。なお、関係部署からは同年11月10日に資料の提出があった。

第5 監査の結果

1 主文

本件請求を棄却する。

2 理由

(1) 関係法令

ア 地方自治法

第2条 (略)

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

第138条の2 普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するとき限り、これによることができる。

3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

イ 地方自治法施行令

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第27項に規定する地域活動支援センター（以下

この号において「地域活動支援センター」という。)、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業(以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第3条第1項に規定する生活困窮者(以下この号において「生活困窮者」という。)であるもの(当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)(以下この号において「障害者支援施設等」という。)において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設(当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

- (4) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受け

る契約をするとき。

- (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- (9) 落札者が契約を締結しないとき。

ウ 地方財政法

第 4 条 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

エ 大東市契約規則

第 25 条 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により随意契約によることができる契約の種類及び金額は、次の表のとおりとする。

契約の種類	金額
(1) 工事又は製造の請負	130 万円以下
(2) 財産の買入れ	80 万円以下
(3) 物件の借入れ	40 万円以下
(4) 財産の売払い	30 万円以下
(5) 物件の貸付け	30 万円以下
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	50 万円以下

(2) 認定事実

- ・ 市は、随意契約の方法で、C建設と令和2年4月16日に旧子ども発達支援センター跡地フェンス設置工事請負契約を締結し、同月23日に竣工、翌月26日に工事代金54万8900円を支払った。
- ・ このフェンス設置工事は、隣接保育所の園児が通園路として利用していた通路の下に残る地下埋設物を撤去するに当たって、旧子ども発達支援センター跡地の一部を代替通路とした。これにより、これまで通園路の内外を区分していたフェンスを代替通路の内外を区分するために移設し、足りない部分に新しいフェンスを設置するものであった。
- ・ 市は、随意契約の方法で、C建設と令和3年4月30日に旧子ども発達支援センター跡地仮通路整地工事請負契約を締結し、翌月7日に竣工、同月26日に工事代金117万5900円を支払った。
- ・ この仮通路整地工事は、代替通路を園児が安全に通行するため550㎡にわたって、真砂土を入れて丁寧に舗装するとともに、従来の通園路内に緊急用自動車の駐車スペースを確保するため220㎡にわたって路盤舗装をしたものであった。

(3) 監査委員の判断

ア 随意契約について

請求人は、通常であれば、1本の契約として締結されるべき契約を2本の契約に分割し、個々の契約金額について、地方自治法施行令167条の2第1項1号に規定する随意契約が可能な金額にしており、地方自治法及び地方自治法施行令の趣旨を潜脱し、違

法であると主張する。

これに対し、市はこれらの工事を行った時期は、旧子ども発達支援センターの一部である大東市泉町一丁目 246 番 21 の売却について、精力的に隣接保育所を経営する法人とハードな交渉を行っていた時期で事務が混乱し、フェンス工事を発注してから、整地工事の必要性が判明して整地工事を発注するなど目先の課題をこなすのに精一杯であり、フェンス工事と整地工事は性質の異なる工事であると考えたことから意図的に工事の分割を図ったものではなかったとしている。

以上、2本の契約がそれぞれ随意契約になったことについては、当時の状況から考慮してやむを得ないものとするが、事業の実施に当たっては可能な限り競争入札を行えるよう計画性をもって進める必要がある。

イ 利益供与について

又、請求人は、整地工事において、550 m²に真砂土を入れて整地をしたり、220 m²に路盤舗装を行い駐車できるようにしたのは、将来隣接保育所を経営する法人が、旧子ども発達センター跡地全体を隣接保育所と一体整備することを念頭においた過剰な整備であり、同法人に対する利益供与であると主張している。

しかしながら、旧子ども発達支援センター跡地（令和 2 年に同法人に売却した部分を除く。）の利用に係るプロポーザルの実施は、令和 3 年 3 月 9 日であり、当時はこの土地が同法人の所有となるかどうかは分からない状況であった。

このような状況の中で、代替通路に必要な面積以上に整地を行ったことについては、少々広すぎた感はあるが、園舎建替え工事で外遊びが不足する隣接保育所の園児にも配慮したからであり、緊急事態に備え配置している自動車の駐車スペースとしたことについても、市長の裁量権の範囲内と思われる。

ウ 結論について

以上の理由により、請求人の東坂市長に対する請求には、理由がないものと、主文のとおり判断する。

なお、本件監査結果の決定にあたり、市の執行機関及びその職員について、監査委員として随意契約の選択に関して思料するところがあるので、市長に対し要望書を提出する。

大東監第178号
令和3年12月23日

大東市長 東坂 浩一 様

大東市監査委員 乗本 良一

大東市監査委員 石垣 直紀

要 望 書

令和3年11月5日付けで市民から旧子ども発達支援センター跡地におけるフェンス設置工事と仮通路整地工事の実施について住民監査請求が提出されました。監査の結果、違法又は不当な公金支出は、確認できなかったことから、同年12月23日付けで棄却しました。

しかしながら、監査を実施する中で、随意契約の選択において思料する事項があったので、下記のとおり改善を求めます。

記

地方自治法において、市の契約事務は原則競争入札を行うべきであり、随意契約に関しては、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に定めてある場合に限り、この方法を選択することができる定められている。

本件の場合、1本の契約を分割して随意契約が可能な額の契約として随意契約しているのではないかという疑念からの請求であった。今回の住民監査請求においては棄却という結論としたが、定期監査を行うなかでも随意契約に関してその理由が正しく付されていないケースが見受けられる。職員にあっては、契約締結の際、できるだけ競争入札に付することを心掛け、やむを得ず、随意契約を選択する場合においても、同項各号に定めてある条項に合致することを厳格に確認し、安易に同項第2号に規定する「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」を理由にせず、市民に疑念を持たれないよう努められたい。

法令に従った契約事務を実施することで、大東市の契約事務がより透明性のあるものとなることを望むものである。